

令和元年 第5回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年 5 月 29 日（水） 午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第15号	農用地利用集積計画の策定について	1件
議第16号	農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について	1件
議第17号	農地の利用変更届について	1件
報第9号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
報第10号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	欠席
5	坂崎 寛治	欠席
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	

13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	
15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	

議長 ただいまより、令和元年第5回農業委員会総会を開会する。
 本日は4番の長谷川博委員、5番坂崎寛治委員から欠席の連絡を受けているので
 16名中14名の出席。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定
 により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員
 を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、15番 小川松鶴 委員、16番 東一二美 委員の両名を議事録
 署名委員に指名する。

本日の議題に入る。議第15号「農用地利用集積計画の策定について」を上程する。
 議第15号について事務局から説明を願う。

事務局

利用権の設定を受ける者は多治見市池田町2丁目103番地、公益財団法人多
 治見市シルバー人材センター。利用権の設定をする者は■■■■市■■■町■■丁目
 ■■■番地、■■■■■■■。土地は多治見市赤坂町8丁目■番■、田、456㎡、■■■
 番、田、238㎡。貸借権の設定、期間は5年間、継続中の耕作の更新。

議長 議第15号について、地元委員から意見があれば発言願う。

18番 期間更新であり、周辺への影響はないため問題ない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第15号について採決を行
 う。議第15号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 15 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 16 号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」を上程する。議第 16 号について事務局から説明を願う。

事務局 (議第 16 号の説明) 別紙参照

議長 それでは議第 16 号について、委員から意見があれば発言願う。

14 番 鶏糞処理で発生する水や臭気について影響はないか。

事務局 処理施設があり、多少の臭いや水の濁りは出るが、環境課による環境基準を満たしているので、問題ないと思われる。

議長 他に発言はないか。発言がないので、議第 16 号について、採決を行う。議第 16 号について、承認することに賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 16 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 17 号「農地の利用変更届について」を上程する。議第 17 号について事務局から説明を願う。

事務局

農地の利用変更届の申請者は、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■■■■。土地は多治見市大針町台■■番、田、1,108 m²。現在休耕中の田を畑に変更し、さつまいもの栽培を行うもの。周りに影響しないよう土を入れる。

議長 議第 17 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

1 番 他の所有する農地も含め、法面の雑草対策等、近隣農地への配慮をお願いしたい。

事務局 了解した。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 17 号について採決を行う。議第 17 号について、承認に賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 17 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事案に移る。報第 9 号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第 9 号について事務局から説明願う。

事務局

整理番号 1 申請人、■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。土地は多治見市赤坂町 5 丁目■■■番、田、234 m²、■■■番、田、234 m²、■■■番、田、231 m²、合計 699 m²。転用目的は 6 戸 2 階建ての共同住宅。

議長 報第 9 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 9 号の報告を終了する。

議長 次に、報第 10 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を上程する。報第 10 号について説明願う。

事務局 3 件

整理番号 1 賃貸借権。賃貸人、1 件目■■■■市■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。土地は多治見市池田町 1 丁目■■■番、田、337 m²。2 件目■■■■市■■■区■■■町■■丁目■■■番地、■■■■■。土地は多治見市池田町 1 丁目■■■番、田、909 m²。計 2 件の賃借人、多治見市前畑町 5 丁目 161 番地、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院。転用目的は職員駐車場。第 4 回総会承認済の陶都信用農業協同組合との賃貸借解約事項に関連。

整理番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■区■■■丁目■■■番地■■■、■■■■■。譲受人、■■■■市■■■区■■■丁目■■番地の■■■、■■■■■。

土地は多治見市笠原町地蔵下■■■■番、畑、161 m²。転用目的は資材置場。東側の赤道を進入路とする。

整地番号3 使用賃借権。使用貸人、■■■■市■■町■丁目■■番地の■、■■■■。使用借人、■■県■■市■■町■の■の■、■■■■。土地は多治見市根本町2丁目■■番、畑、198 m²。転用目的は自己住宅。文化財保護センターが調査中のため、調査後工事予定。

議長 報第10号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 ひとつ確認、赤道は確認したか。

事務局 確認した。

議長 了解。これにて報第10号の報告を終了する。

議長 本日の議案は以上をもって終了する。その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は6月26日水曜日の午後2時00分から。場所は駅北庁舎4階第1会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後3時00分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和元年 5 月 29 日

議事録署名

15 番

16 番

議長